




【表紙】

【提出書類】 変更報告書 No. 4
【根拠条文】 法第27条の25第1項に基づく報告書
【提出先】 関東財務局長
ゴールドマン・サックス証券会社東京支店
(ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド) 
【氏名又は名称】 社長 持田 昌典
英国領バージン・アイランド、トルトラ、ロード・タウン、
【住所又は本店所在地】 ロマスコ・プレイス、ウィックハムズ・ケイ1、私書箱3140
【報告義務発生日】 平成18年8月15日
【提出日】 平成18年8月21日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】 2名
【提出形態】 連名

第1 【発行会社に関する事項】

1 【発行会社】

発行会社の名称	住友石炭鉱業(株)
会社コード	1503
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京 大阪
本店所在地	東京都港区新橋6-16-12

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人()
氏名又は名称	Goldman Sachs (Japan) Ltd.
住所又は本店所在地	英国領 パージン・アイランド、トルトラ、ロード・タウン、ロマスコ・プレイス、ウィックハムズ・ケイ1、私書箱3140
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和 63 年 10 月 3 日
代表者氏名	持田 昌典
代表者役職	社長
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 コア・コンプライアンス部 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1746

(2)【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	2,949,150		
新株予約権証券 (株)	A 65,682,250	—	F
新株予約権付社債券 (株)	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C 1,250		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計 (株)	K 68,632,650	L	M
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O 68,632,650		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P 65,683,500		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18年6月29日現在)	Q 217,048,528
上記提出者の 株券保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)	24.27
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	25.16

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2006年6月20日	普通株	8,000	処分	(貸借)
2006年6月21日	普通株	4,000	処分	(貸借)
2006年7月6日	普通株	100,000	取得	(貸借)
2006年7月7日	新株予約権証券	65,774,700	取得	
2006年7月11日	普通株	10,000	取得	(貸借)
2006年7月14日	対象有価証券カバートワラント	3,000	取得	
2006年7月18日	対象有価証券カバートワラント	1,500	処分	
2006年7月19日	普通株	2,500	処分	(貸借)
2006年7月20日	普通株	11,000	処分	(貸借)
2006年7月21日	普通株	3,500	処分	(貸借)
2006年7月24日	普通株	7,500	処分	(貸借)
2006年7月25日	普通株	16,000	処分	(貸借)
2006年7月31日	普通株	1,243,060	取得	
2006年7月31日	新株予約権証券	14,547,740	取得	(目的たる株式数の調整)
2006年8月1日	対象有価証券カバートワラント	50	処分	
2006年8月1日	普通株	666,590	取得	
2006年8月1日	新株予約権証券	1,909,590	処分	
2006年8月2日	普通株	4,465,300	取得	
2006年8月2日	新株予約権証券	6,365,300	処分	
2006年8月3日	対象有価証券カバートワラント	100	処分	
2006年8月3日	普通株	2,448,560	処分	
2006年8月4日	対象有価証券カバートワラント	30	処分	
2006年8月4日	普通株	209,910	処分	
2006年8月7日	普通株	717,390	処分	
2006年8月7日	新株予約権証券	1,909,590	処分	
2006年8月8日	普通株	1,630,000	処分	
2006年8月9日	対象有価証券カバートワラント	20	処分	
2006年8月9日	普通株	242,970	取得	
2006年8月9日	普通株	26,500	取得	(貸借)
2006年8月9日	新株予約権証券	1,273,060	処分	
2006年8月10日	普通株	1,201,000	処分	
2006年8月11日	対象有価証券カバートワラント	30	処分	
2006年8月11日	普通株	1,519,090	取得	
2006年8月11日	普通株	446,000	取得	(貸借)
2006年8月11日	新株予約権証券	1,909,590	処分	
2006年8月14日	普通株	620,060	処分	
2006年8月14日	普通株	3,500	取得	(貸借)
2006年8月15日	対象有価証券カバートワラント	20	処分	
2006年8月15日	普通株	413,060	取得	
2006年8月15日	新株予約権証券	1,273,060	処分	

第2【提出者に関する事項】

2【提出者(大量保有者) / 2】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人()
氏名又は名称	Goldman Sachs International
住所又は本店所在地	Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB UK
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和 63 年 10 月 3 日
代表者氏名	Patrick J. Ward
代表者役職	マネージング・ディレクター
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 コア・コンプライアンス部 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1746

(2)【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	1,377,500		
新株予約権証券 (株)	A	—	F
新株予約権付社債券 (株)	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C	1,250	H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計 (株)	K	1,378,750	L
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O	1,378,750	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P	1,250	

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18年6月29日現在)	Q	217,048,528
上記提出者の 株券保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)		0.64
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)		0.92

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2006年6月19日	普通株	28,500	取得	
2006年6月19日	普通株	63,500	処分	(貸借)
2006年6月20日	普通株	5,000	処分	
2006年6月21日	普通株	33,000	処分	
2006年6月21日	普通株	100,000	取得	(貸借)
2006年6月22日	普通株	21,000	処分	
2006年6月23日	普通株	23,500	処分	
2006年6月23日	普通株	143,500	処分	(貸借)
2006年6月26日	普通株	21,500	取得	
2006年6月26日	普通株	301,500	処分	(貸借)
2006年6月27日	普通株	5,000	処分	
2006年6月27日	普通株	66,000	処分	(貸借)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2006年6月28日	普通株	7,500	取得	
2006年6月29日	普通株	1,500	取得	
2006年6月29日	普通株	35,000	処分	(貸借)
2006年6月30日	普通株	20,000	取得	
2006年7月3日	普通株	500	処分	
2006年7月6日	普通株	48,000	取得	
2006年7月7日	普通株	81,000	処分	
2006年7月10日	普通株	64,000	取得	
2006年7月11日	普通株	35,500	取得	
2006年7月11日	普通株	200,000	取得	(貸借)
2006年7月12日	普通株	15,000	処分	
2006年7月13日	対象有価証券カバードワラント	1,500	取得	
2006年7月13日	普通株	8,000	処分	
2006年7月14日	普通株	11,500	処分	
2006年7月14日	普通株	19,000	取得	(貸借)
2006年7月18日	普通株	148,500	取得	
2006年7月19日	普通株	26,000	処分	
2006年7月20日	普通株	13,000	処分	
2006年7月21日	普通株	21,500	処分	
2006年7月24日	普通株	37,500	処分	
2006年7月25日	普通株	11,000	処分	
2006年7月26日	普通株	15,000	処分	
2006年7月27日	普通株	3,500	取得	
2006年7月28日	普通株	7,000	取得	
2006年7月31日	普通株	1,000	処分	
2006年8月1日	対象有価証券カバードワラント	50	処分	
2006年8月1日	普通株	56,500	処分	
2006年8月2日	普通株	31,500	取得	
2006年8月3日	対象有価証券カバードワラント	100	処分	
2006年8月3日	普通株	15,000	処分	
2006年8月3日	普通株	28,000	処分	(貸借)
2006年8月4日	対象有価証券カバードワラント	30	処分	
2006年8月4日	普通株	4,500	取得	
2006年8月7日	普通株	3,500	取得	
2006年8月8日	普通株	8,000	処分	
2006年8月9日	対象有価証券カバードワラント	20	処分	
2006年8月9日	普通株	500	処分	
2006年8月10日	普通株	2,500	処分	
2006年8月11日	対象有価証券カバードワラント	30	処分	
2006年8月11日	普通株	21,000	取得	
2006年8月11日	普通株	8,000	取得	(貸借)
2006年8月14日	普通株	3,500	処分	
2006年8月14日	普通株	649,400	処分	(貸借)
2006年8月15日	対象有価証券カバードワラント	20	処分	
2006年8月15日	普通株	500	取得	

第2【提出者に関する事項】

3【提出者(大量保有者) / 3】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人()
氏名又は名称	Goldman Sachs & Co.
住所又は本店所在地	85 Broad Street, New York, New York 10004, U.S.A.
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	明治2年12月
代表者氏名	Robert J. Katz
代表者役職	マネージング・ディレクター
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 コア・コンプライアンス部 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1746

(2)【保有目的】

保有株数が単元株の20倍未満であるため、共同保有者には含まれない

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	2,500		
新株予約権証券 (株)	A	—	F
新株予約権付社債券 (株)	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計 (株)	K 2,500	L	M
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O 2,500		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18年6月29日現在)	Q 217,048,528
上記提出者の 株券保有割合 (%) (O/(P+Q) × 100)	0.00
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	0.07

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2006年6月29日	普通株	500	処分	
2006年7月11日	普通株	100,000	取得	(貸借)
2006年7月14日	普通株	19,000	取得	(貸借)
2006年8月14日	普通株	119,000	処分	(貸借)
2006年8月15日	普通株	24,400	処分	(貸借)

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

第3 【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4 【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1 【提出者及び共同保有者】

(1) Goldman Sachs (Japan) Ltd.

(2) Goldman Sachs International

2 【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1) 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	4,326,650		
新株予約権証券 (株)	A 65,682,250	—	F
新株予約権付社債券 (株)	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C 2,500		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計 (株)	K 70,011,400	L	M
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O 70,011,400		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P 65,684,750		

(2) 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18年6月29日現在)	Q 217,048,528
上記提出者の 株券保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)	24.76
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	25.91

Goldman Sachs International | Peterborough Court | 133 Fleet Street | London EC4A 2BB
Tel: 020 7774 1000 | Telex: 94015777 | Cable: GOLDSACHS LONDON
Authorised and regulated by the Financial Services Authority

Goldman
Sachs

15 November 2004

TO: Chief of Kanto Financial Bureau
Proxy: Goldman Sachs (Japan) Ltd.
Proxy Address: Roppongi Hills Mori Tower
10-1, Roppongi 6-Chome
Minato-ku, Tokyo 106-6147
Japan

Power of Attorney

We, Goldman Sachs International, of Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB, a company duly organized and existing under the laws of England and Wales hereby appoint Goldman Sachs (Japan) Ltd. as its proxy in Japan :

1. To prepare and file the reports required under Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "the rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the rule; and

IN WITNESS WHEREOF, this Power of Attorney has been duly executed as a Deed on this 15th day of November 2004.

GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL

By: Richard J. Levy
Name: Richard J. Levy

Title: Managing Director

By: Oliver S. R. Buxton

Name: Oliver S. R. Buxton

Title: Assistant Secretary

(訳文)

委任状

ゴールドマン・サックス・インターナショナル

ロンドン市 EC4A 2BB、フリート・ストリート133、ピーターボロ・コートに所在する我々ゴールドマン・サックス・インターナショナルは、ここにゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッドに関し我々の適法な代理人に選任する。

1. 証券取引法第2章の3「株券等の大量保有の状況に関する開示」(以下「ルール」という。)に基づき必要な各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. 報告書の複写をルールによって定められた関係者に送付すること。

我々は、当該代理人により、前記に関連して調印されたすべての書類をここに承認する。

上記を証するために、本委任状は2004年11月に証書として正当に作成された。

ゴールドマン・サックス・インターナショナル

(署名)

マネージング・ディレクター

(署名)

アシスタント・セクレタリー

October 25, 2004

To: Chief of Kanto Financial Bureau

Proxy: Goldman Sachs (Japan) Ltd.

Proxy Address: Roppongi Hills Mori Tower
10-1, Roppongi 6-Chome
Minato-ku, Tokyo 106-6147
Japan

Power of Attorney

Goldman Sachs & Co. hereby appoints Goldman Sachs (Japan) Ltd. as its proxy in Japan with full power of substitution:

1. To prepare and file the reports required under Japanese Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "the Rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the Rule; and
3. To appoint a sub-proxy in Japan and delegate the power as described above.

For and on behalf of
Goldman Sachs & Co.,

By: 

Name: Roger S. Begelman

Title: Chief Compliance Officer

Address: 30 Hudson Street, 27th Floor
Jersey City, NJ 07302
United States of America

(訳文)

2004年10月

関東財務局長 殿

代理人 : ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド
東京都港区六本木6丁目10番1号
六本木ヒルズ 森タワー

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーは、ここにゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッドを、下記にかかる一切の権限を有する代理人として選任します。

記

1. 証券取引法第2章の3 「株券等の大量保有の状況に関する開示」(以下「ルール」という。)に定める各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. 報告書の複写をルールによって定められた関係者に送付すること。
3. 日本における副代理人を指定し、上記権限を委譲すること。

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー

(署名)

ロジャー・エス・ビーゲルマン
チーフ・コンプライアンス・オフィサー

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー
アメリカ合衆国 ニュージャージー州 07302
ジャージーシティー、ハドソンストリート 30 27階